

Title	アドルフ・ワグナーの「財政学」における主要課題の解釈
Sub Title	Adolph Wagner, "Finanzwissenschaft" and its historical character
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.2 (1969. 2) ,p.109(1)- 136(28)
JaLC DOI	10.14991/001.19690201-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アドルフ・ワグナーの「財政学」 における主要課題の解釈

高 木 寿 一

1 は し が き

近世財政学の主流において、第一の総合的出発点は、アダム・スミスの「国富論」(1776年)であり、第二の総合的出発点はアドルフ・ワグナーの「財政学」(1877年)であると云えよう。

ワグナー (Adolph Wagner) の財政学はラウ (K. H. Rau) の財政学から出発し、シュタイン (L. Stein) の再生産説、シェフレ (A. E. Schäffle) の社会有機体説の強い影響を受けているが、ワグナーの「財政学」はシュタイン、またワグナーと同時代のシェフレよりも、内容の整備された包括的な財政学体系を提示している。そして第 19 世紀の第 4 四半期から第 20 世紀の第 1 四半期における財政学の主流は、ワグナーを中心とするドイツ系財政学であった。経済学において、アダム・スミスの「国富論」を出発点とするイギリス経済学が正統派経済学であると云われるように、財政学における正統派財政学と云えば、ワグナーの「財政学」を出発点とするドイツ系財政学を意味したと強調することができよう。ワグナーを中心として発展してきたドイツ系財政学は、いまなお、財政学において強い支配力を持っているということができよう。シュメルダース教授 (G. Schmolders) が、その「租税の一般理論」の日本版 (中村英雄教授訳) に送った序文 (1967 年 7 月 3 日附) で「……現実への接近に大きな関心をよせることはドイツ財政学の伝統である……何か架空のモデルに出発点を求めることは許されない……」と云っていることは、ドイツ財政学の特徴を端的に強く表明していると思う。

わが国に経済思想史または経済学史の著作は多いが、近世初期から現代にいたる財政思想史または財政学史の著作は極めて少い。そのためにわれわれは甚だしく不便を感じた。20 年前に私は拙著「近世財政思想史」(昭和 24 年 3 月刊行) の序文にもそのことを書いたが、いまに到ってもほぼ同じ状態ではないだろうか。私はその書物の執筆を進めているうちに強烈な病気に襲われ、友人たちもこれで私が廃人になるか死ぬかと思ったほどである。幸に生きて約 20 年がすぎってしまった。その間に、近世財政学の主流について書き改めたいと思いながらも、なかなか進まないで、現在になってしまった。ここに提示するワグナーの財政学説に関連する課題は、いまやっと書き改めている草

稿の一部である。もし読者が、ワグナーの財政学について、資本主義の帝国主義への移行段階→第1段階における代表的な財政学説であるという意味を、全く無視されるならば、かつてドップ (Dobb) がその著「政治経済学と資本主義」(1950年)の第7章「帝国主義」で、現代の経済学者が帝国主義について語ることが少く、それは経済学者の領域外の問題であるかのようにさえ観ていることは、一層に驚くべきことである」(岡 稔訳 215頁参照)と云っていることに私も同感を持つであろう。

ここにワグナーの大著「財政学」の主要な部分を、近代財政学の研究にいまなお何らかの重要性を持つと思う課題を抽出し、またその歴史的性格を検討して行くことにする(ただし、これまでにワグナーについて私が書いたものと重複している部分があることを許されたい)。

2 ワグナーの「財政」に関する基本観念

ワグナーは国民経済における異なる組織原理によって (1) 私経済的または個人主義的組織 (2) 共同経済組織と、(3) 慈善的 (caritativ—註 博愛の精神による結合の) 組織があるという。これら3つの経済組織が結びついて、国民経済全体を形成している。それは目的意識を持つ人間の行動を通じて結びつけられている(ワグナーは、この3つの経済組織の組織原理の相違は、経済行動の相違を決定している動因 Motive が異なっているということに帰するという意味で、心理的な相違 ein psychologischer Unterschied であるという)。

国民経済全体は、これら3つの経済組織の結合 (Combination) に依存している。また諸国民の国民経済は、その歴史的発展において、これらの3つの経済組織の結合(註 結合の関係)が変化することによって、その特色を持つことになる(Grundlegung der politischen Oekonomie. 3. Auflage, 1892, SS. 772~779 参照)。

そして、国民経済における強制共同経済の最高の形態は、国家であるという(S. 877 参照)。

ワグナーは「財政学」第1部の序論の最初に、「国家およびいわゆる自治体 (Selbstverwaltungskörper) は、公共的または強制共同経済の形態として、国民生活全体のために任務を遂行しなければならない——その任務の遂行のために、国家および自治体は、他のいずれの経済とも同じように、国家・自治体に要求されている各個の給付 (Leistungen) を作出するために、生産手段すなわち労働力・資本・土地などの生産手段に関する秩序ある処理 (Verfugung) を必要とすることになるという (Finanzwissenschaft, Erster Theil, 3. Auflage, 1883, S. 1 参照)。

ワグナーの解釈では、財政 (Finanzwirtschaft) は、国家を行政において代表している機関 (das den Staat in der Verwaltung vertretende Organ), すなわち政府 (Regierung) を経済主体 (Wirtschaftssubject) とする個別経済 (Einzelwirtschaft) である。

財政は個別経済としては、多くの点において——殊に政府が市場で自由な販売を行なうために、

全くまたは主として、私経済的^{システム}の制度の原則に従って、或る財、特に物財を生産するという領域においては——他の個別経済と本質的に同種のもの (wesentlich gleichartig) があるという (S. 9——ここでワグナーが「多くの点において……本質的に同種のものがある」と云うのは、森林、鉱山、鉄道などの国営・公営事業の経営、国有・公有財産の管理の場合のことを云っているのである)。

財政は有形財 (貨幣) を調達して、それをもって、国家が強制共同経済として、国家に課せられている任務を実現するために、主として無形財——「公共諸施設、用役給付」(immaterielle Güter—„öffentliche Einrichtungen,“ Dienstleistungen) を作出する。したがって、国家と財政を1つの経済総体として (als Ein Wirtschafts ganzes) 把握すれば、主として有形財から無形財への転換過程 (Umsetzungsprozess) であるということになる。しかもその無形財は、国民経済全体にとっても、すべての個人の私経済的活動にとっても、欠くことのできないもの (Unentbehrlichkeit) であるから、これらの国家給付 (Staatsleistungen——註 ワグナーにおいては主として用役給付) は、国家もまた財政も——また財政はその消費経済部門においてさえも——国民経済的意義において著しく生産的なもの (eminent productiv) であると云わざるを得ない。しかし、個々の国家活動の技術的生産性また経済的生産性を完全に判定することは困難である。極めて多くの場合に、国家的共同経済の性質にしたがって、例えば国家活動の主要な諸領域 (Hauptgebiete) における給付については、法的秩序および法的保護の場合(例、軍備、治安の保持)におけるように、国家の各個の給付は個別的 (speziell) には売却されない (speziell unverkäuflich)。国家の場合には、そのほかの強制共同経済——市町村 (Gemeinde) を含めて——他のいかなる共同経済における場合よりも、なお多く、単に一般的な報償関係の原則 (Das Princip der bloss generellen Entgeltlichkeit) だけが行なわれる。すなわち、共同経済的な生産過程が行なわれる。その費用は、特別の給付と反対給付という通常の私経済的な原則に従って充たされないで、国家によって一方的に決定される方法で充たされる——個々人が国家の利益をうけとることについて個別的に計算してみることをしないで、国家によって一方的に決定される方法で充たされるのである (SS. 13~14 参照)。

ワグナーの解釈においては、財政は、国家および公共団体の目的を実現するために財貨——特に貨幣——を調達し使用する特有な経済 (eine eigene Wirtschaft) であって、公共家計または国家家計 (der öffentliche Haushalt, Staatshaushalt) である。ワグナーにおいては、財政と国家(公共)家計とは同じ意味のものと理解されている。

その財政の学問またはその財政に関する学問が財政学であって、財政の経済的性質(註 公共給付を作出するという意味で、1つの生産経済であるという性質)を考慮して、国家または公共団体(自治体)が、その強制共同経済としての職分にとって必要な財貨(特に貨幣)の調達と使用のために行なう経済の学問であると定義することになろうという (S. 5, SS. 7~8 参照)。

3 財政学の理論的任務と実践的任務

ワグナーは「財政学は実体的には (materiell) 或いはその内容 (Inhalt) から云えば、政治経済学の一部 (ein Theil der Politischen Oekonomie) であるが、形式的には (formell) 国家学の一部である。財政学は2つの本質的に異なっている任務 (Aufgaben) を持っている」という。

第1の任務は理論的任務であり、第2の任務は実践的任務である。

財政学の第1の任務＝理論的任務は、歴史的な経験において、国家その他の公共体のために物的手段(例えば貨幣)が、(経験的) 事実として (thatsächlich), いかにして調達され使用されたか、またいまもいかにして調達され使用されているかを示さなければならない。これが財政学の主要な任務であって、この点については財政学は主として観察科学 (Beobachtungswissenschaft) である。歴史と統計から研究資料をとって、財政の発展と構成——特に財政収入部面 (王領地収入・特権収入・租税収入・課税の種類と形態・公債そのほか) の発展と構成における因果関係 (die Causalzusammenhänge in der Entwicklung und Gestaltung) を明らかにして、社会共同生活の社会的・政治的・殊には経済的諸要因といかなる依存関係があるかを示して、その結果として明らかになる財政の発展法則 (Entwicklungsgesetze) を確認する (feststellen) ことに努める。

第2の任務＝実践的任務は、実際財政問題の科学的解決ということであるが、それは個々の財政の具体的な諸関係 (註 諸問題) の解決ということではなくて、経験から得たまたは確証された、或いはまた演繹的に推論された財政学の一般原理を、実際問題の解決の指導準則 (Richtschnur—導きの糸) として提示し得る限りにおいての科学的解決という意味である。したがって、理論的任務の解決が実践的任務の解決のために (部分的 theilweise ではあるが) 予めの用意となるというのである (Finanzwissenschaft, Dritte Auflage, Erster Theil. SS. 16~7)。

(註) このワグナーの財政学の任務に関する解釈は経験科学としての財政学の任務を明確に規定している。現代においても、なお重要な意味を持っている。

4 財政の社会政策的役割

ワグナーは、財政とその学問である財政学は新しい「社会時代の段階」(eine „sociale“ Phase)に入っていると云う。法哲学・国家哲学・政治理論において有機的・歴史的國家観が現われ、国家は人間の社会集団生活の絶対的な必要条件であるとともに、最高の形態であると認められるにいたった。また国民経済的にも、国家は強制共同経済の最高形態として、他の強制共同経済との密接な結合において、国民の真実の全体経済 (wahre Gesamtwirtschaft) となっている。国家財政の収入と支出

は、経済財の生産と分配の過程において有機的地位を占めている。財政は有形財を無形財に転換し、私経済の物的財貨を国家の用役給付に転換し、また国民経済に対する直接および間接の影響によって、国家給付を再び財貨に転換する手段としての機能を持っている。

新しい国民経済学も、主として国家によって代表される共同経済組織と私経済組織との間に相互依存と補完関係が在ることを認め、またアダム・スミスの古典経済学派の理論および自由競争制度に大きな疑念を持つにいたっている。私経済的生産および既存の私有財産秩序一殊に資本と土地の所有—これを基礎とする国民所得の分配は、経済的意義とともに、決定的な社会的意義を持ち、近代の営利経済社会における階級および個人の社会的勢力 (権力) 関係 (die sozialen Machtverhältnisse) は、それによって特徴を持つようになっていることを認めている。また同時に経済学は、国家が直接または間接に国民所得の分配および社会的勢力関係に対して、国家の活動方法—すなわち財政収入の使用 (経費) により、また租税・公債などの収入調達の方法によって、影響を与えていることも認めている。

そこで財政に一したがつてまた財政学に2つの要求が生ずることになる。

第1には、経費・国有財産・租税公債その他の運営によって生じている経済的・社会的弊害をできる限り、除去するように処置することである。第2には、国家活動および収入制度とは関係のない経済的・社会的弊害を、適切な社会政策か、または場合によっては、財政手段を使用して除去することである。その結果として、多くの新しい国家活動を行なうために財政需要の変化となり、一般に財政需要の増大となる。また純財政的見地と並んで「社会的租税政策」(sociale Steuerpolitik)の見地に立って、現在の経済秩序を基礎として自由競争によって生ずる国民所得の分配を、課税制度を手段として修正しようとする目的が生ずる。いわゆる「社会問題」が財政学にも影響して、財政学を社会時代と云う段階に導くと云うのが、ワグナーの論旨である (Finanzwissenschaft, Erster Theil. 3 Auflage. 1883. SS. 45~48 参照)。

ワグナーはドイツの代表的な社会政策論者の1人であったが、彼の社会改良綱領の最も本質的な実践的な点の1つは、その租税綱領であるという。既存の財産および所得の分配関係を、財政政策殊に租税政策によって修正しようと主張している。これがワグナーの提唱する「社会的財政政策」(sociale Finanzpolitik) であって、ワグナーの財政学に1つの特徴を持つことになる。

ワグナーは、もし(社会の)最も大きい内部的な崩壊 (die grössten inneren Katastrophen) を避けなければならないとすれば、このような社会的財政政策は必ず避け得ない——必至 (unausbleiblich) であり、また正当でもあると思うと強調している (S. 49 参照)。

またワグナーは租税原則論に関連して、租税政策・租税制度の近代的段階は「課税の社会的時代」(Sociale Epoche der Besteuerung) であるとも云う (本誌 13-4 頁参照)。

5 ワグナーの財政学説の基本的性格の吟味

ワグナーは基本的には資本主義経済秩序を承認して、その社会経済的秩序の内で生ずる弊害をワグナーがいう「社会的財政政策」によってできる限り、修正することを強調する。すでに現われている摩擦——弊害をそのままに放置しておけば、その拡大の結果は資本主義社会秩序の崩壊に導く危険を含んでいることを警告しているのである。その社会的・経済的弊害と摩擦が次第に強く表面に現われてきた現実の事態＝社会経済的事実を反映する問題意識であることを意味している。それは資本主義経済の1つの段階＝自由産業資本主義から独占資本主義→帝国主義へ移行している段階であった。第19世紀の第4四半期（ドイツ帝国の成立を出発点とする急速な拡大発展期）におけるワグナーの財政学説の歴史的な性格は、基本的には独占資本主義の段階→帝国主義的発展に移行する段階の財政学説ということである。その歴史的特徴はワグナーが国家経費——軍事費（膨脹）の合目的性を「国民の発展欲望」と「予防主義」を根拠として承認していることにも現われている。

ワグナー租税原則論においても、軍事費を根幹とする国家経費の膨脹に対して、「十分に、可動的な（弾力性ある）」租税収入を調達するという「財政政策の原則」に最優先の順位が与えられている。そして租税の社会政策的目的——社会的租税政策の要求は、租税原則論の「公正原則」のなかで現われているにすぎない（本誌16頁、19～20頁参照）。「財政学が社会時代の段階」に入っているという表現は、また「課税の社会的時代」であるという表現は、当時とすれば目新らしく、人々の注意を喚起したに違いない。しかし、ワグナーの財政学の実体的内容を検討すれば、その歴史的な性格の基本的要素は、帝国主義的段階に移行しつつある段階の資本主義的財政学説である。社会（政策）的財政学という性格は、全く派生的または附随的な要素である。

しかるに、多くの財政学書に（わが国の財政学書を含めて）、ワグナーの財政学を社会政策的財政学と特徴づけられていることに、私はかねてから疑問を持っている。それは基本的特徴ではなくて、派生的・附随的な特徴であることを、ここに特に強く表明しておく。そのように理解しなければワグナーの財政学の本質的な把握を誤ることにもなると思うからである。

6 国家の目的と任務

ワグナーは、財政と国家（公共）生活の発展との依存関係を示すことによって、経費論の前提を示している（それがワグナーの経費論の出発点になる）。

財政は国家が、その職分を遂行するために必要とする物的手段（財貨、貨幣）を調達しなければならない。そのことから必然的に、財政の規模（外部的範囲）はその時における国家の任務・活動の範囲および性質（内容）によって規定されることになる。このことは他の公共団体の家計＝財政の場合

にも当てはまる。すなわち、財政の支出経済は国家活動範囲と内容に直接に依存している。財政需要はこの国家（公共）活動によって構成され、また変化する。財政需要の構成は財政学においては基礎づけられない。国家学（特に行政学）および一般国民経済学において基礎づけらるべきである。財政学はこれを受けとって、その出発点とする。そしてワグナーは、財政学自体としては国家活動の構成とその発展から必然的に生ずる財政的諸結果（die finanziellen Konsequenzen）を捉える——引き出す（ziehen）だけであるという（S. 63 参照）。

そこで、強制共同経済組織一般——特に国家を国民経済的に観察する場合に、財政学が特に留意しなければならない3つの事項があるという。それは、(1) 国家（その他の公共体）の目的と任務——それを遂行するために行なう個々の諸活動、(2) 近代文明世界におけるその諸活動の拡大発展の法則、(3) 進歩発展している国家生活においては、鎮圧主義（Repressivprinzip）よりも予防主義（Präventivprinzip）が優位を占めていること——この3つの点である（S. 63 参照）。

第1の重要事項として示されている国家（公共体）の目的と任務——それを遂行するための活動と経費の関係については、次のように述べている。

強制共同経済組織は、そのうちでも特に国家は、時には強制的な権力の干渉を加えて、個人の私的利益を共同社会の目的のために服従させねばならないことがあるが、それによって社会全体およびその構成員としての個人の生存条件、国民経済の発展の諸条件、全体および個人の倫理的目的を保全しなければならない。国家および強制共同経済組織は、私経済組織との結合状態において、たえずその結合の状態が変化している。したがって国家および強制共同経済組織によって作出されるべき給付を最終決定的に確定することはできない。その結果として、財政の範囲と活動についても固定的な限界を定められないという重大な結論が出てくることになる。それ故に、国家収入が、根本的に安定はしているが（固定して）、可動性（弾力性）が全くないような収入、または可動性に乏しい種類の収入だけに頼っていることなどは不合理なことになる。また公共家計においては、節約の原則は、ただ相対的な重要性を持つにすぎないということになる（ワグナーは、財政は歴史的现象に属すること——歴史的範疇に属すること、財政手段の合目的性は歴史的・相対的な性質を持つことを繰返して強調している）。

ワグナーは、個々の国家（活動）の個々の給付を、2つの有機的に結合されている国家目的——法的・権力的目的と文化的・厚生的目的とに区別する。これらの目的の遂行は1つの給付体系（System von Leistungen）を生ぜしめ、同時に財政の経費（Ausgaben）の体系または財政需要（Finanzbedarf）の体系となる。国家目的を遂行する手段として現われるのは、憲法に基づく最高中枢機関または国家権力の最高執行機関、次ぎには財務行政であるが、それら自体としては国家目的のための手段にはかならないのである（S. 64 参照）。

ワグナーは近代国家の経費＝財政需要について目的別の区分を示している。すなわち、(1) 憲法に基づく最高

中枢機関の経費は、主権者の経費、議会費、枢密院費、内閣費など、(2)法的・権力的目的を遂行するための経費は、司法費、警察費、外交費、軍事費など、(3)文化的・厚生的目的の遂行のための経費は、(a)狭義の内務行政費 (b)国民経済行政費(註) (c)教育・文化・宗教の行政費など、(4)財務行政費は、官業・官有財産の経営管理費、徴税費、公債費、財務官庁費などに区分している (SS. 64~68 参照)。それがワグナーの経費各論の主題となる。

(註) ワグナーの経費の目的別の区分において「国民経済行政費」が、(3)文化のおよび厚生的目的の遂行のための財政需要 (Finanzbedarf zur Durchführung des Cultur- und Wohlfahrtszwecks) のうちに区分されていることは、現代の観念からみれば奇異に感ぜられることがあるかもしれない。

しかしこのワグナーの解釈も、資本主義経済が帝国主義の段階に移行しつつあった時期における財政の役割に関する意識の1つの現われであったと云えよう。それはまたワグナーがいう「社会政策的財政政策」なるものの実質的内容に関連することにもなる。

7 国家用役の評価

いずれの国家その他の公共団体＝強制共同経済の公共経済的活動も、一般に財政需要(経費)と必然的に結びついている。その結果として国家・公共団体の活動の決定は——その活動を遂行すべきか遂行すべきでないか、遂行するとすればいかに遂行すべきであるかの決定は、財政需要＝経費と、またその財政需要の充足に役だつための収入の決定とによって、同時に制約されることになる。そこで明らかに重大な歴史的事実として、国家・公共体の生活において、財政を支配し或いは決定する人民の代表機関(議会)が、国家権力の保持者と相並んで、一般的にまた個別的に、国家活動の範囲を決定することになる。

財政需要と国家活動とは不可分な関係にあるから、この両者の関係を確定するために、財政学は次の3つの要求を示さなければならない。すなわち、(1) 正当にして自主的な財政監督の機構 (Organisation) (2) 節約の原則を顧慮すること、(3) 国民所得に対する財政需要の関係を考慮 (顧慮) することである (S. 69 参照)。

この(1)の要求は、国家活動の範囲と内容、したがって、財政需要額が正しく節約して決定されるように人民の代表機関(議会)によって有効な財政監督が行なわれるべきことである。その最善の保証一少くとも相対的に最善の保証は、いわゆる「立憲的予算経済」(constitutionelle Budgetwirtschaft)であるという。

この場合に政府と議会とは、多くの点において、国家給付 (Staatsleistungen) の売手と買手に類する立場にある。政府はその国家給付の価値—人民および社会に対する国家(国家活動)の利益を過大に評価して、その費用＝人民が負担する租税とそれに伴う負担 (Belästigung) という犠牲を過少に評価することがある。議会はまたこれと逆な評価を行なうであろう。ところが、国家給付の価値およびその費用を、一般的にまた個別的に、評定することは困難である。大多数の国家給付は無形の性質のもの (Immaterialität) であって、また売却されることもない (Unverkäuflichkeit) から、交換価

値 (Tauschwerth) を求めることはできない。使用価値 (Gebrauchswerth) だけを、それも極く一般的に求め得るにすぎない。多くの共通費目(例えば共通的な中央諸官庁費、公債費、徴税費そのほか)を、正当に配分することも決して完全には行なわれないから、費用を正確に求めることも困難である。

そこで実践的には、既に遂行されている国家給付の全体は殆んど問題とされないで、既存の活動のうちで、廃止されるものまたは新たに行なわれることになる個別的活動だけが、その価値と費用とについて吟味されるに止まることになるという (S. 70 参照)。

(註) このワグナーの章句は、国家の財政活動が提供する国家給付の~~総体的利益は測定できないが~~、「廃止される部分」または「新しく行なわれる部分」については＝限界的な(減少または増加する部分の)利益については測定することができる——その費用の増減部分(その費用の限界犠牲)については測定が可能であるという意味を含むことになるであろう。この解釈については、また現代の財政学における解釈についても、私はなお問題(疑問)を残していると思う。

8 財政需要と国民所得との関係

(2) の要求である節約の原則 (der Grundsatz der Sparsamkeit) は、すべての経済におけると同様に、財政についても経費に関する主要な規準 (Hauptregel) として示されていることがあるが、この原則は決して絶対的な意味を持つものではなく、ただ相対的な意味を持つにすぎない——経費は無条件に抑制すべきであるという意味は少しもない。それは常にその目的に依存する。その経費によって作出する公共給付に依存するからである。したがって、節約ということは、決して国家家計の指導原則とはなり得ない。国家家計において(いずれの個別経済の場合とも同じように)経済原則の実現に関する1つの自明な利害得失の判断による政策的な準則 (Klugheitsregel) であって、実践においては、云うまでもなく、しばしばこの原則から離れることがあるという (S. 71 参照——この点においてワグナーはラウ (Rau) の解釈とは異なって、節約の原則は「正義」の要求するところであるとは云っていない)。

(3) の要求として、国家(その他の公共団体)の財政需要の国民所得に対する比例関係を顧慮することは、常に正しい財政政策の最も重要な公準 (Postulat) であって、財政学においてはそのことを特に強く示さなければならない。しかし国家支出総額を、全く一般的に云って、または或る一定の時の或る特定の国において、貨幣額または経済財に対する財政需要額＝経費額を国民所得に対する絶対額で示すか、または国民所得との比率として示すか、そのいずれかであるとしても——国家支出総額がいかなる程度にまで達することが許されるかという原則を明確に定めることはできない。国民所得の一定率、または超えてはならない比率を求めようとする試みが、いままでにいろいろに行なわれているが、その試みは常に失敗している。それらの試みは、国民経済に対する国家の関係についての正しい有機的な解釈に拠らないで、誤った機械的な外面的な見解に拠っているからであるという (S. 72 参照)。

ワグナーは、国家(公共)経費の絶対的および相対的な量・額を判断する場合には、国家給付(Staatsleistung)の価値(Werth)も、費用(Kosten)も、それぞれを(それだけを)切り離して考えるべきではなく、常に両者を(その価値と費用を)合せて考慮すべきことを強調する。そして通則として次のことが云えるという。

或る国家給付の直接の経済価値が大きければ大きいほど——国家給付がすべての生産力を増進することが大きければ大きいほど——また人民の最も必要な物質的需要を充足して後に残る国民所得の部分が多ければ多いほど——国家収入のうちで租税収入によらない部分＝営利事業(註 国営企業)の純収入の部分が多いほど——国家経費は、絶対額としても、国民所得との割合(比率)としても、増大することが許されるであろう(S. 73 参照)。

財政需要と国民所得との関係について、財政需要を充たすことによって生ずる人民の犠牲(Opfer)が苛重であるという程度(ein drückendes Maass)に達するほどに財政需要が増大することが許されるかという問題になる。ここで、苛重な程度ということとは、人民の通常(一般的)に行なわれている正常な消費(der übliche Normalconsum)が制限され、通常の貯蓄(die übliche Ersparung)が著しく強く減少させられ或いは全く停止してしまう状態を意味している。しかし、もしこの状態がただ短期間の一時的な国家の緊急事態だけのことであって、その多額の経費を必要とする計画もその成果を取め得る見込があり、また当該国家もその存続を妥当であると認める場合においては、その財政需要の増大も肯定することができる。これらの諸条件を欠き、またその状態が継続的な状態になるかもしれない場合には、少くとも理論的には(関係当事者一特に政治指導者にとっては極めて困難なことであろうが、少くとも理論的には)否定すべきである。このような事態は、衰えつつある国々においては、しばしば現われ得ることであるという(S. 75 参照)。

9 財政需要＝経費膨張の法則の問題

国家・公共団体の活動の拡大傾向は、「財政需要＝経費膨張の法則」となって現われる。

ワグナーは、進歩しつつある文明諸国民においては(bei fortschreitenden Culturvölkern)——われわれはいまここではそのこと(註 進歩しつつある文明諸国民について)だけを取扱っているのであるが——規則的に(regelmässig)、国家の活動および公共団体全体が国家と並んで行なっている活動が拡大している結果になっている(erfolgt)ことが、時と所についていろいろの国々の総括的な比較によって示されているという。この国家および公共団体の活動の拡大は、外延的(extensiv)に、また内充的(intensiv)な傾向をもって現われている——国および公共団体はますます多くの活動を行なって、すでにいままでに行なってきた諸活動と新しい諸活動(alten und neuen Thätigkeiten)を、ますます充分にまた完全に(immer reicher und vollkommener)遂行している。このようにして国民の経済的欲

求、すなわち共同欲望(Gemeinbedürfnisse)は、ますます多くまた同時に常によく国家および公共団体によって充たされることになる。そのことの明らかな証明は、数字的(ziffermässig)に、国家および公共団体の財政的需要の増大ということに現われているという(Wagner, Grundlegung der politischen Oekonomie, Dritte Auflage, 1892. S. 893 参照)。

この「国家公共活動の拡大の法則」は、財政にとっては「財政需要(経費)膨張の法則」になる(Gesetz der wachsenden Ausdehnung der Finanzbedarfs)。

この法則は、少くとも、現代の文明時代の進歩しつつある文化的諸国民についての(bei den fortschreitenden Culturvölkern, wenigsten unserer Civilisationsperiode)経験的な観察の結果である(註 このワグナーの「経費膨張の法則」なるものは、法則と云うに値するかという問題がある——私は近代資本主義の発展段階としての帝国主義の第1段階に現われる必然的因果法則または必然的傾向法則と云えたと解釈する)。それは国民生活の発展欲望(Entwicklungsbedürfniss)と、その国民の発展欲望に従って、共同経済殊に国家その他の強制共同経済組織と私経済組織との結合が変化したことの結果であると説明され、また根拠づけられる。時には財政的な困難が、逆にこの国家(公共)活動の拡大を妨げることがあるが、——その場合には逆に国家活動の範囲(Umfang)が、財政の範囲によって規定されることになるが——進歩しつつある諸国民の発展欲望が、やがてその困難を常に再び克服している。そこでこの関係から、国家経費の増大——国家活動の拡大の経済的結果に対応するために、財政制度はその収入経済において膨張し得る能力(Expansionsfähigkeit)を持たなければならないという要求が、財政制度に対する要求として必然的に現われることになる(この解釈はワグナーの租税原則において「財政政策の原則」に最優先順位をおいている理由になる。本誌16頁参照)。

ここにおいて、可動性のないまたは可動性に乏しい収入源泉にのみ頼るべきではなく、近代の財政制度における収入経済(財政収入)は、少くとも強く、収入に可動性を持つ(beweglich)租税と国家信用(公債)に基礎を置く理由になる。近代の国家家計(財政)の適正または適当な収入源泉に関する1つの重要な基本的な論争問題も、これによって簡単にまた確実に決定されるという(Finanzwissenschaft, 3. Auflage, SS. 76~77 参照)。

10 近代国家生活においては予防主義(Präventivprincip)が優位を占めることの財政的結果について

財政制度の実践と理論にとってこれに劣らず重要なことは、財政制度の第2の「法則=Gesetz」とも云うべきものであって、それは発展している国家においては「鎮圧主義」(Repressivprincip)よりも「予防主義」が優位を占めるという法則である。それは国家がその諸活動を遂行する技術的方法・または手段の変化に関連している。この変化は一方では、一般的な経済諸法則が「国家生産＝

Staatsproduktion」の領域に対する必然的な結果(Consequenz)であって、国民経済の全生産過程において、資本殊に固定資本と特殊技能の労働が次第に重要になるという法則の結果である。また他方では、発展している国民が、法の攪乱はすべてできる限り避けようとする欲望を生ぜしめる。国家は内外の治安の攪乱の発生を未然に防ぐ一般的な諸施設を作り、また予防的な措置を行なう。

好ましくない事態が発生して後にこれを鎮圧する(鎮圧主義)よりも、その好ましくない事態の発生を予め未然に防止しようとする予防主義が優位を占めれば、財政にとっては、なにかんずく、財政需要の時間的な配分が変わることになる。予防主義に基づいて国家の諸施設を整備すれば、平時の経常費は多いが、事件の鎮圧のために要する経費は少い。また内外秩序の攪乱が起ることが少いから、その鎮圧のための経費も少くなる。例えば戦争が発生しても、予防主義によって既に軍備があれば、戦争による特別の財政需要(戦費)は甚だしく増大しないし、短い期間に終わり得る。これに反して、鎮圧主義による場合には戦費は非常に増大する。予防主義によって平時に国家施設を充実しておく場合には、経費の節約に努めまた秩序ある課税を行なうことができる(鎮圧主義による場合には、事件が発生してしまってからではこれができない)。かくして、発展しつつある国家においては、財政的な理由からも予防主義の優位が認められるという(SS. 77~78 参照)。

11 「国民の発展欲望」と「予防主義」を根拠とする

軍事費増大の合目的性の証明

ワグナーの財政学説の特徴——殊にその歴史的格は、軍事費に関する解釈に特に強く現われる。ヨーロッパの諸国民および諸国家の政治的事情の現実に所与の諸関係のもとにおいて、さらにまたわれわれのすべての国民生活、物質的また精神的文化の所与の存在条件のもとにおいて、平時においても適当な陸海軍を建設し準備することは、国家の権力目的を遂行するために、外国に対してまた国内においても法的秩序の保持をできる限り攪乱されることのないために予防主義を実現するためにも、避けることのできない必然的な要求になる。常備の強力な陸海軍の諸施設を建設し準備することは、労働力および財貨に対する多大の犠牲、巨額の経費を必要とする。その犠牲と費用は諸国の国民経済の著しい負担となる。しかしそれは負担としてばかり考えるべきではない。強力な軍隊が、法的秩序の攪乱を予防する手段として、また安全な国民的また国家的独立を保障する手段として、国民経済的に持っている著しく大きい価値と比較して考えなければならない。軍備の如き国家施設が不要であるか、または少い費用で作ることができれば、それは常にそうあるのが望ましいことである。それは司法・警察・風水害の予防などの経費についても云えることである。しかし現実の情勢がそれを必要としているとすれば、その費用と、それによって生ずる価値とを比較して見なければならない。例えば、軍備→軍事費について云えば、「法的秩序の保障と、国民および国家の

独立という目的によって要請され、または不満足な政治的事情を改善しようとし、或いはまた過去の損害を回復しようとする必要によって要請される限りは、それらの経費は正しい解釈をもってすれば、不生産的なものというべきでなく、全く生産的なものである」という(SS. 417~8 参照)。

ワグナーは (1) 直接的戦費(国家経費として示されるもの)と、(2) 間接戦費とに区別する。間接戦費はその国土および人民に加えられるあらゆる負担・災厄・損害であるが、それは国内が戦場になる場合に殊に大きい。また直接戦費より大きいことがある。このことからしても、戦闘を敵国の領土で行ない、且つ急速に勝利をもって戦争を終結するために、(直接戦費と間接戦費を少くする)軍備を平時において有効に整備しておかねばならないことになる。かくして近代軍備は、予防的に法の攪乱または戦争の発生を阻止し、またそれらが発生しても確実に事態を鎮圧する結果を収め、急速有効に平和を恢復する最善の手段となる。ワグナーは予防主義に適合する限りにおいて軍事費が国民経済的に生産的であるという。国家経費膨張の最大原因である軍事費の経済的合目的性の根拠を予防主義に求めている。しかしワグナーが、「不満足な政治的事情を改めようとし、或いは過去の損害を回復しようとする——それらの目的のために使用される軍事費は生産的なものである」と云っている場合には、そのことは「国民の発展欲望」の実現が妨げられている場合を意味していることになる。したがって、その「国民の発展欲望」の実現を可能にする軍事費とその増大は、国民経済的意義において生産的なものであるということになる。

ワグナーが「国家経費は国民経済的意義において生産的なものと認むべきである」というが、その国民経済的意義とは具体的な内容においては、その歴史的格について見れば、資本主義の生産性=独占資本主義的→帝国主義の生産性を認めているのである。

これらのワグナーの解釈において、ワグナーの財政理論→財政政策理論は、ワグナー自身の個人的な意思に係わりなく、客観的・必然的な結果として、帝国主義的財政政策に理論的根拠を提供することになる。

12 租税の目的と租税原則論——租税の2つの目的—

純財政的意義と社会政策的意義

ワグナーにおける租税の目的と租税原則論の解釈は、近代財政学における代表的な解釈である。

ワグナーは、租税は純財政的目的(収入調達)の目的と、社会政策的の目的とを持つと云う。

租税は純財政的意義においては、一般公共経費の充足のために徴収されるが、それは国家の主権—財政権に基づいて、国家権力によって直接にまたはその権限の委譲により、国家・地方団体の公共給付全体の一般的報償および費用弁償として(註)、一般の原則と標準に従って、一方的に決定される方法と額において、個別経済から強制的納付として徴収される賦課または公課である(註 国家

および地方公共団体を代表する政府の活動によって提供される国家・公共給付全体に対する一般的報償および費用弁償という意味である)。

ワグナーは続いて、租税は社会政策的意義においては、純財政的意義における租税とともに、または単独に (zugleich oder allein)、既存の法的秩序および経済的秩序に基因して生ずる国民の所得および財産の分配に、また時にはその使用にまでも介入して、これを規制し変更しようとする目的に役だつ賦課または公課 Auflagen oder Abgaben であるという (Finanzwissenschaft, Zweiter Theil, 2. Auflage, 1890. S. 210 参照)。

純財政的意義における租税の概念については異論はなかったが、社会政策的意義における租税というワグナーの解釈については当時多くの学者の反論を招くことになった。ワグナーの解釈では、財政収入の調達に必要なことをいふこと(純財政的意義)とともに、または収入調達の目的とは別個に——収入調達の必要がないのに、いわゆる社会政策の目的だけのために課税されることになる。租税の徴収において、負担の公正を図るために、所得の種類または所得額の大小などによって差別課税を行なうことは是認される。しかし、収入調達の目的を全く離れて(単独に)、租税収入の必要がないにも拘わらず、各人の所得・財産の分配に権力的干渉を加え、修正を加えるだけのために課税することは是認し得ないという反論が多かったのである。ワグナーの租税の社会政策的意義の解釈を誘因とする租税の政策目的に関する論争は 1920 年代にまで断続して行なわれていた。ワグナーの解釈における租税の政策目的は社会政策目的と表現されていたが、現代における租税の政策目的は「経済政策の目的」に移行している(註 私は国民の所得の垂直的再分配と、その所得の処分を規制する社会政策目的を含めた経済政策目的と云うのが適当であろうと思う)。そして現代においては、租税に経済政策的目的があることについては、(殆ど)異論がなくなっている。

13 ワグナーの租税原則論

ワグナーの租税原則論は、アダム・スミスの租税原則論とともに、近代財政学における最も代表的なものである。

第 19 世紀の第 3 四半期における租税原則論は、例えば J. S. ミルの解釈に示されているように、基本的にはアダム・スミスの租税原則論の枠を越えていない。これに反して、ワグナーの租税原則論は新しい段階を示すものである。ワグナーは、租税政策・租税制度の近代的段階を「課税の社会的時代」と表現しているが、その解釈の具体的内容が租税原則論のうちにいかに示されているかを吟味することも 1 つの重要な課題である(本誌 20 頁参照)。ワグナーの租税原則論は Finanzwissenschaft, Zweiter Theil, 2. Auflage, SS. 292~468 に詳述されているが、ここではその基本的解釈を要約して提示する。

ワグナーは、財政学は課税を定めるための規準として、租税政策および課税技術の実践的規範となるべき最高原則を提示せねばならないという。そのためには、先ず第 1 には国家公共体の財政の諸需要と、第 2 には課税を受ける人民について考慮せねばならない。それ故に、財政学はこの最高諸原則を、第 1 には財政の本質、第 2 には人民に対する課税の作用から導き出すべきである。ワグナーは租税原則の歴史的・相対的性質を繰り返し強調する。課税に関する諸原則は、常に必ず絶対的なものであると主張することはできない。その諸原則の多くのものは、本質的に、時間的・場所的に相対的性質のものである。所与の文化的・経済的・技術的諸関係、その時々々の国民観念および法的意識・国法の状態などに依存するものであって、これらの諸要因とともに変化する。この最高原則の或る部分は、純論理的範疇ではなく、歴史的範疇に属するものである。

しかるに、このことが必ずしも十分に認められていない。さらに個々の原則はそれだけで単独に、他の原則と切り離されて、規準となり得るのではなく、それぞれの諸原則が同一の課税問題について相並んで考慮されるのである(註 ワグナーのこの章句は、決して、ワグナーが提示している租税原則——課税という手段を合目的なものにするための諸条件について、優先順位がないということの意味するものではない)。そのことから、通常その適用に当って個々の原則の制限または修正の必要が生ずることになる。また理論として、具体的な場合について論証さるべきであるが、(実践的指導原則としては)その適用において修正を加えることは、やむを得ないこととして容認することを、最初から予め認めなければならない。さらにこのことから、最高課税原則は多くは、相対的意味を有するにすぎないと云うことになる。ただ実践においてできる限りそれに接近することに努めなければならない目標として、この租税原則を提示するのである。しかし、財政学がいかなる程度にまでそのことに成功するか一成功しないかは、しばしば租税制度の構成、租税の徴収方法などの財政的な諸要因によって決定されない場合がある——財政的な諸要因そのものとは全く関係なく、その時の所与の技術的・経済的・文化的・法律的な諸要因=諸関係によって決定される場合がある。この最高課税原則は、実際の租税政策の選択決定について、殊に個々の租税を選択するに当って、また全体としての租税体系の設定に当って、指導しなければならない。各個の租税をこの原則に従って検討し、この原則に従って提示される要求に最もよく合致し、或いはこれに反することが最も少い租税を選択すべきである。

これらの諸要求が多くの条件を示し、またこれらを 1 つのものに統合して実現することは実際的に困難であるから、所要の租税収入額を調達するためには、単一の租税では適当でないことは明らかである。むしろ、すべての標準となるべき規範をできる限り実現する目的に接近しようとする指導的な見解をもって、多くの種類を異にする租税を合目的に結合すること、すなわち租税体系を作るのが正しいことになる (Finanzwissenschaft, Zweiter Theil, 2. Auflage, S. 302 参照)。

ワグナーの租税原則論は 4 つの原則——それらの原則の内容として 9 つの条件を提示している (S. 304)。

- I 財政政策の原則 (1)課税が充分な収入の調達 (2)可動的な(弾力性ある)収入を調達すること
- II 国民経済の原則 (3)正しい税源の選択と (4)課税の効果と転嫁を考へて、正しい税種を選択すること
- III 公正の原則(公正な租税分配の原則) (5)課税は普遍に (6)平等であるべきこと
- IV 税務行政の原則(税制の論理的原則) (7)課税は確実に (8)納税は便宜に (9)徴税費はできる限り最少ならしめるように努力すること

ワグナーはこれらの諸原則について優先順位を示している。

(I) 財政政策の原則は、財政の本質より生ずるものであり、また公共家計一殊に国家家計について設定すべき最高の規範から生ずるものである。その収入は財政需要額によって決定され、需要は収入によって充足されなければならないからである。財政政策の原則はすべての理論的課税原則および実践における課税の規範として、最優先の順位に置くべきであると云う。アダム・スミスとその学説を継承する人々＝アダム・スミスの学派の人々は、その個人主義的見地に從って、個人に対する課税の公正＝課税の普遍・平等の原則が最高原則であると云うが、ワグナーはその解釈を否定して課税の最高原則は、国家その他の公共体において行なわれる共同生活の諸条件の充足であるという。すなわち、国家の維持と国家目的の充足のための手段の調達ということである(本誌11頁参照——この問題に関連するシェフレの解釈は、高木・大熊・古田著「財政政策」113—4頁参照)。

(1) 課税の収入が充分なこと(Ausreichendheit)という原則は、或る財政期間における所与の財政需要に対して、他に充足手段がなく、又は不充分である限り、課税は財政需要を充分に充たし得るものでなければならないという意味に理解すべきである。

(2) 課税の可動性(Beweglichkeit)の原則は、課税が少くとも財政需要の変化に適応し、例えば財政需要のうちで租税によって充足さるべき部分の変化に適応し得る租税—また他の種類の租税その他の充足手段(殊に私経済的収入など)に収入の不足—減収が生ずる場合には、その減収を補填し得る種類の租税を、租税制度の内に持っていなければならないということを意味している。

課税が充分な収入を調達し、かつ可動的であることの原則は、課税全体の課税体系を設定するに當って、特に顧慮せねばならないことである。この点において、このことから生ずる要求は、公共家計(財政)のその時の所与の諸関係に從って種々な形で現われる。財政需要一般の大きさにより、また他の収入の存在および性質により、さらに公信用(公債)を利用することができるかという確実性などその他によっても異なった形態をとる。財政政策の原則は、租税体系の構成と税種の選択にとって—更にまた個々の税種における徴収の形態・賦課査定の方法にとっても、特に重要な意味を持つことになる。

この場合に財政政策の原則の要求は、他の租税原則との衝突が生じやすいのであるが、そのような場合には、できる限り租税制度の設定および税種・徴収方法の選択に當って調和を図るべきであ

る。しかし、財政需要充足の必要は、財政政策の原則に決定的意義を与える—すなわち、財政政策原則に最優先順位を与えることになる。

個々の租税が財政政策の原則の要求を充たし得る程度は、種々に異なるから、その財政政策的価値の判断および租税制度においてそれら各租税に与うべき地位が異なることになる。ここでワグナーは、各個の租税を間接消費税、一般収益税、固有の所得税および一般財産税、流通税などについて、財政政策の原則の2つの条件＝2つの要求に合致し得る程度を検討している。

(II) 国民経済の原則として、ワグナーは正しい税源の選択については、特に租税は個人所得或いは国民所得だけから吸収すべきか、個人財産・国民財産から、或いは個人資本・国民資本から吸収することも許されるかの問題を論究する。その場合に、個別経済的立場と国民経済的立場を区別して検討する。税種の選択については、課税の作用—それぞれの種類の租税が納税者に与える作用を顧慮し、租税転嫁の一般的研究が行なわれている。

(註) ここで税源と税種の「正しい選択」という条件における「正しい」(richtig)と云うことは、課税によって資本主義経済の発展(具体的内容においては帝国主義段階へ移行しつつある資本主義経済の発展)を妨げないために—または促進することに役立つように、適切・妥当な税源と税種の選択を要求していることを意味している。

税源となり得るものは、所得または純収益、資本、使用財産の3つである。それら3つの財源について正しい選択を行なうためには、その判断に個別的・私経済的立場と国民経済的立場を、殊に資本課税について、厳密に区別することが根本的に重要である。しかるに多くの場合に、その重要性が見のがされている。課税における純財政の見地と社会政策の見地—租税の収入目的と社会政策的な目的とを区別し、最後には租税収入の使用目的についても顧慮すべきであるという。

正常の国民経済的税源は国民所得である。課税は長期にわたって見れば、国民所得の税源のみから租税収入を吸収し得るのである—また国民所得から吸収することが許されるのである。頻繁にまたは断えず恒常的に国民財産を侵蝕すること—特に国民資本を侵すことは、その国民資本の減少を生ぜしめて、その結果はやがて個別的経済＝私経済を困窮させて、国民経済全体の衰微となり破滅ともなる。従って人口の減退ともなると云う。かくして国民資本の減少と人口の減退とは、国民の発展欲望を圧殺し、その国民の発展を不可能ならしめることになる。ただし、国民財産・資本に対する実質的課税が認められる例外は、国家の重大危機の場合である。しかし国民資本と個人資本とは区別すべきであって、国民資本の課税を否定することは、直ちに個人資本の課税をも、無条件に否定しているのではない。相続税のように個人財産に課せられる租税も、その収入の使途によっては、国民資本は必ずしも減少しないで、国民財産の1部に対する私有財産権が或る人から他の人々に移転するにすぎない場合もある。

事実においてこのことが生ずるか否か、いかなる程度に生ずるか。それは第1に租税収入の使途、第2には当該課税の直接および間接の作用、殊に国民所得の各人の間の分配状態—その各人が処理

する個人財産および資本の形成に関する作用によって規定される。

租税の作用を通じて各人の間に財産の移転を生ぜしめることになるが、その財産の移転をいかなる程度に生ぜしむべきであるか。或いは租税政策の目標として提示すべきであるか。それらは国民所得および財産のその当時の分配状態の判断により、特にこの分配が行なわれる法的秩序に関する判断によって左右される。

正常の国民経済的税源となるのは国民所得であるが、それには一定の例外的場合があることを条件とする。その非常・例外的な場合には、国民財産または国民資本をも侵かさねばならないし、またそれが許されるのである。しかし他の場合においては、国民資本はできる限り保護すべきである。

この原則から、個別的な私的財産または資本の課税もその例外の場合にのみ許されて、正常な場合には個別的所得のみが正しい税源であると言うことにはならない。個別的所得は確かに主要な正常の税源であるが、社会政策的および公正の見地は別として、単に国民経済的見地だけから見ても、唯一の正常な税源ではない。このことは国民所得(全体)についても云い得ることである。

個別所得と並んで個別財産あるいは私的資本も、正当な正常税源として示し得る。しかし、私的財産を税源とすることが許されるには、その財産の発生原因、その目的、租税収入の用途などが示されなければならない。すなわち、その財産の発生が不労・偶然的に取得したものか、その財産が資本か使用財産か、その租税収入の用途が経常費の充足のためか、戦費そのほか国家の非常事態の経費か、国家および経済制度の大改革—特に下層階級の(生活)改善と向上のための経費、すなわち社会政策費支出であるかなどによるのである。

(4) 税種の選択については、課税の客体または課税標準を決定し、それに従って納税者を決定することは、課税権を行使する公共権力のなし得ることである。しかしその税源を決定すること或いは租税負担者を決定することは、完全に自由な流通取引が行なわれている場合には全くできないことである。その流通取引に、法律的制限が加えられていたり、税法に或る命令および禁止が定められている場合にも、制限された程度において決定し得るにすぎない。この点に関しては公共権力および租税法は多くの場合に、或る期待を持つか、或る仮定を立て得るにすぎない。課税を行なう場合に、これらの期待および仮定が、多少の蓋然性をもって充たされることを望み得るにすぎない。或る租税法の意図または予想に従って、納税者によって究極に負担されるか、または納税者から他の者に転嫁されるかによって、直接税か間接税となる。いかなる個別的所得または財産が、それがいかなる程度に、究極において或る一定の租税の税源となるか—換言すれば、いかなる特定の者が、またその租税をいかなる額において、租税法の意図と予想に従って、またはそれに反して、究極における担税者となるかと云うことは、私経済的流過程によって定まるのである。この過程を総括して「租税転嫁」と云い、ワグナーはこの租税の転嫁に関連して「租税の消転」(Abwälzung)を検討している。

租税の転嫁は、租税の支払いが行なわれ、或いは租税の支払いを求められることによって、納税者に(その行動に)反作用を生ずる。納税者は自己の租税負担を軽くし、或いはその負担を他人に移そうと努力するであろう。その場合に自己の所得を—自己の営利能力を—従って通常は自己の生産能力を高めようとするか、或いは自分が既に支払った租税の負担を他人に転嫁しようと試みる。その努力は流通取引において租税転嫁として現われ、また国民経済における生産・分配の或る変化、価格構成と所得形成の或る変化となって現われる。そこで究極においては、最初の課税客体および納税者とは或いは全く異なった税源と担税者に分配されることになる。この究極の分配が本質的に重要な問題である。この究極の分配が正しい(適正な)国民経済的原則および公正原則—殊にこの公正原則の場合には平等の原則に適合しなければならない。故に、課税の理論および実践にとって重大な任務は、この転嫁を通じて生ずる租税の分配に関して、或る租税体系および各個の種類の租税がいかなる作用を与えるかをできる限り確実に探求することにある。この探求の結果に従って、そこで再び租税体系の構成、税種および課税客体(課税の対象)の選択が行なわれなければならない。

ここにおいてワグナーは、租税転嫁論に入る。租税転嫁の研究においては、自由私経済的流通を前提として分配および価格の一般国民経済理論の若干の根本問題を取扱うことになる。先ず演繹法によって「法則」を求め、そしてその欠陥を補充し、検査し、訂正するために、観察を加える—すなわち帰納法をとってこの転嫁傾向が事実において実現したか、或いはいかなる程度に実現したかを考察すべきであると云う。

(III) 公正(Gerechtigkeit)の原則に関しては「公正なる課税とは何か」を論ずるに当って、先決問題は「公正とは何か」ということにあるが、財政学および租税論におけるわれわれの目的にとっては、次の3つの点を明らかにすることが特に必要であり、またそれをもって足りる。すなわち「租税の公正」は歴史的・相対的な性質のものであること、また租税の公正に関する判断は現代の私経済的自由競争制度に関する判断によって左右されること、最後に、分業および技術の進歩の状況が、課税の実際の構造と実行上において、公正原則の適用に影響を与えるという3つの点であると云う。

「租税の公正」ということは、絶対的なものではなく、時と所によって異なる相対的なものである。国民の文化によって条件づけられているものである。いまここでは、公正な課税という問題を、近代の文化的・法治的時代についてのみ考察する。この場合に、われわれは (5)課税の普遍、(6)課税の平等の原則(Allgemeinheit, Gleichmässigkeit)ということを経典的意味における公正の公理と見ることができよう。それは個人的および政治的(国民的)自由・平等の観念を内容としている—すなわち、個人と個人との関係において、各個人が少くとも原則として国家その他の共同体の構成員として、普遍性の原則に従って納税義務を持ち、またすべての個人が相互に平等に課税されるという意味である。これによってワグナーがいう公正課税の歴史的的内容が示されているが、ワグナーは納税力説

をとるから、課税の普遍・平等ということは、納税力を有する者にすべて平等にすることになる。そして自由競争の行なわれる場合の所得および財産の分配を、フィジオクラートおよびアダム・スミスのように、無条件に正しいもの——唯一の公正なものと認めないとすれば、ここにワグナーのいう「社会政策的課税」の要求が介入することになる。

普遍・平等の原則に、社会政策的要求が介入する結果として、(1)課税普遍性について小所得—特に労働所得を全く免除するか、或る租税(例えば直接所得税)の免除を行なう(最低生活費免除の社会的要求)。ある免税は他の高率の租税の調整のためばかりでなく、貧者の負担を実質的に軽減して、富者よりも相対的に軽く課税するためにも正当なものと認められる。(2)課税の平等ということ、所得および所有財産の絶対額の増加よりも、強度な累進度で増加する経済的給付能力にできる限り比例する課税という意味に解釈する。すなわち、根本的に累進課税を主張し、単なる比例課税を否認するのである。

さらに、勤労所得よりも財産所得に重課し、また累進課税において所得の源泉によって差別課税を行なう。所得税の補完税として、奢侈税、財産税を課し、また投機利得などの不労取得に課税する。相続税の場合などのように実質的財産税(財産の一部を徴収することになる租税)を課する。さらに扶養家族の多少などの個人的事情をも考慮して課税する。

ワグナーは租税に2つの目的——純財政的意義と社会政策的意義を認めるのであるが(本誌13-4頁参照)、ワグナーが強調する課税の社会政策的目的なるものが、ワグナーの租税原則論に事実において現われているのは、この「公正の原則」に関する場合だけであることが注目される——それはワグナーのいう「社会政策的租税政策」の実体的内容を示している。

(IV) 税務行政の原則の要求は、(7)課税の明確であること、(8)納税の便宜を図ること、(9)徴税費をできる限り最少ならしめる努力を行なうことという3つの条件として示されている(Bestimmtheit der Besteuerung, Bequemlichkeit der Besteuerung, Streben nach möglichst geringen Erhebungskosten)。

ワグナーのこの第4原則は、アダム・スミスの確実・便宜・節約の原則に該当するものであるが、その原則が内容とする条件については、極めて具体的に詳細な説明が加えられている(SS. 460—468参照)。

最少徴税費の努力は、経済原則を個別経済としての財政に適用したものにはがならない。徴税費の問題については、「固有の徴税費」と「固有のものでない徴税費」に区別する(固有の徴税費は予算に示されるが、「固有のものでない徴税費」は、或る租税に伴って直接または間接に納税義務者が、法定の納税義務を超えて負担する個別的または国民経済的な費用である。この額は総収入としても国庫に入らない)。

最少徴税費の原則—条件(要求)は「個別経済としての財政=国家(公共)家計」に対する経済原則の適用として見るばかりでなく、課税によって財政と国民経済とを結びつける場合に「固有の徴税費」と「固有のものでない徴税費」の両者を合した徴税費全体の負担が、国民経済全体に対して最

少となるように努力すべきであるという要求を表わすものとして、——すなわち、個別経済としての財政への私経済的原則の適用に止まらずに、国民経済的原則の適用を現わすものに発展させることになる。

14 財源選択論——経常費と臨時費の作用に結びつけて——

租税か公債かという財源選択論は、これまで多くの学者によって論ぜられているが、ワグナーは、旧時の論者はその問題を取扱う場合に、それより前に考究すべき先決問題が存在することを見のがしていると云う。いかなる経費が原則として経常収入によって充足さるべきであるかという問題である。ワグナーは、この問題を研究して始めて、国家信用(公債)を利用することに関するすべての論争(問題)を、正しい解釈に導くことができるのであると云う。

いかなる支出は租税によって充足すべきかという問題、またいかなる支出は公債によって充足すべきかという問題は——この2つの問題はともに、その先決問題が明らかにされる場合に、有機的關係において理解され、1つの最高原則に還元して、それに従って簡明に解答を与え得ることになると云う(S. 145 参照)。したがってワグナーの財源選択論は、実体的には、現代の財政学の用語でいえば「租税—支出 Tax-Expenditure」と「公債—支出 Loan-Expenditure」の選択論である。

ワグナーは経費の正しい充足方法—財源選択の問題を、財政需要の経常費と臨時費の区別に—その経費によって生ずる作用継続性による経常費と臨時費の区別に結びつける。

その観点において、ワグナーは、総経費のうちで無条件に経常収入(租税)によって充足されなければならない固定した最低限界(eine feste Untergrenze)は、基本的には(im Wesentlichen)、経常費の部分であると云う。その最低限界は—また同時にその限度までは—経費の必要を充たすために臨時収入(公債)を利用することがやむを得ない場合には、許され得る最高限界(最大限度)を示すことになる—それは臨時費の目的・性質・作用(Zweck, Wesen, Wirkung)を判定して、公債を財源とすることが許される場合である(ワグナーが臨時費というのは私経済投資・国家経済的投資・固有の臨時費である)。

しかし一般に—すべての事情のもとにおいて—いかなる範囲まで、経費の充足に利用することが許されるかについて判定するには、なお検討すべき問題が残されている。

財貨および資本を使用するものとして、財政支出が国民経済にいかなる作用を表わすかについての比較研究とともに、2つの収入調達の方法である租税と公債とが、個別経済から財貨または資本を吸収するものとして、国民経済にいかなる作用を生ずるかが比較されなければならない。

臨時収入は次の2つの条件を備えている場合——第1に財政支出の目的および作用から見てその利用が許される場合(広義の臨時費に関する場合)、第2には、それと同時に臨時収入の調達、経常収

入の調達よりも、国民経済に有利な影響を与える場合、または不利な影響を与えることが少ない場合——この2つの条件を備えている場合においては、実際に経常収入よりも臨時収入を選択することが許されることになる(S. 146, S. 147 参照)。

そこで理論として、また合理的な実践として、次の原則が得られる。

国家信用を現実に利用することは、前述の最高限界に対して極めて重大な制限を受ける。すなわち、財政支出の性質だけを考えれば、公債を財源とすることが認容されると思われる場合にも、公債の発行を断念せねばならないことがある。その場合には経常収入(租税)を増加して臨時費を充足せねばならないのである。

ワグナーは、財政需要の充足手段は原則として2つであって、経常収入—特に租税支払能力(Steuerkraft)の利用による(租税)収入と、臨時収入—特に国家信用の利用による(公債)収入である。そして、課税と公債発行とは同一の操作(Operation)の2つの形態であって、同種的作用を持つが、ただその作用に程度の相違があると云う。課税と公債発行によって、国家経済的生産行程のために、国民経済における個別経済から財貨が吸収されて国家において使用される。しかしその財貨の使用によって国家において得られる「生産物」は、その持続期間を異にする。それ故に、その生産物を新たに作出する必要は繰返し発生するが、その期間の長さは全く異なる。この相違と結びつけて、また国家給付が (1) 経常費によって実現されるか、あるいは (2) 臨時費によって実現されるかに従って、国家給付を区別すべきである(SS. 147—8 参照)。

(1) 経常費によって実現される国家給付は、一般に(im Allgemeinen)、常に同一の期間内に(例えば財政年度内に)全く消費される。その場合には、基本的に、年々国家が作出する財に対する同一の需要が同一の方法において繰返して現われる。それ故に、経常費を充足する収入は、流動資本が国家家計に流入することを示し、その全価値をもって、その経費をもって作出される財(大部分は無形の国家給付)の生産費となり、その年度の国民経済における年生産の総体価値のうちに移って行く。経常費を充足するために、国民経済から年毎に引き去られているものを一すなわち(その収入で)国家支出が私経済および私的共同体経済全体のために形成(作出)しているものを、その国民経済は(またその国民経済を形成している私的経済、および私的共同体経済は)、国家給付の価値とかたちで(im Werthe der Staatsleistungen)、すなわち収入として、その同一の期間に(年々)再び取り戻しているのである。正しく決定されて、租税などによって充足される経常費は、事実において再生産的であると云う(ワグナーはシュタインの再生産説に従って、その経費はその特有の経済的諸条件を常に自から再生産すると云う)。(S. 148, S. 151 参照)。

15 財政収支均衡論の国民経済的根拠——短期収支均衡論と長期収支均衡論

ワグナーは、国家活動の範囲および行政機構が正しく決定されて、経常費と経常収入が適度のもものと認定し得る場合には、少くとも経常費の総額は経常収入によって充足するという原則を堅持することによって、財政的および国民経済的見地において2つの大きな利益が得られると云う(そこに財政収支の継続的均衡を保持することの合目的性の根拠を示している)。

第1には、国家家計が「慢性的」(chronisch)な—また絶えず増大して行く歳入の不足に苦しむという危険を免れることである。

第2には国民経済全体における消費と生産との間の均衡状態(Gleichgewichtszustand)が——換言すれば、(その国民経済を形成している)多くの個別経済の欲望の充足と生産的給付の均衡状態が同時に保持されることである(S. 149, S. 151 参照)。

(註) ここで重要な意味を持っているのは、この第2の利益—財政収支の均衡を保持することの国民経済的根拠である。ワグナーにおいては、国家家計の収支均衡の継続的な保持と、国民経済における消費と生産の均衡保持とが同時に達せられること——前者が後者の均衡を保持するために必要な条件であると考えられていることである。そのことは、財政収支の均衡を失うことは国民経済における消費と生産の均衡—国民経済的均衡を攪乱することになるという意味を含んでいる。したがって、もし財政収支の均衡を保持することが、かえって国民経済的均衡を攪乱するという事態が現われることになれば、ワグナーの財政収支均衡論は、その現実的妥当性を失うことになる(その現実の事態は1930年代に現われる)。

臨時費(私経済的投資、国家経済的投資、戦費その他の固有の臨時費)の作用として、少くとも通常には、将来の財政収入の増加、国家経済—国民経済的生産力の増大、或いは将来の経費の必要額を減少させる効果を生ずるとすれば、それらの経費を臨時収入(公債)によって充足しても、将来の公債利子および費用の負担は、それらの利益と相殺されて、財政収支の均衡は攪乱されないことになると云う(S. 152 参照)。

(註) そこで、ワグナーの財政収支均衡論には2つの収支均衡論があるということになる(このことは現代の財政学においても重要な意味を持っている)。(1)1年度ごとの—短期・継続的な収支均衡論と、(2)一時的には収支の均衡を保持しないが、数年度後において—長期において究極的には収支均衡を保持し得るという—長期・究極的な財政収支均衡論である。この(2)の収支均衡論が無視されて、(1)の収支均衡論だけが各国の財政運営の実践的指導理念に強く定着したことは重大な禍根を残した。

しかしワグナーは、臨時費が公債を財源とすべきことは必ずしも無条件には是認されないという。租税と公債とが、個別経済に対して、更にまた国民経済に対して与える作用には異なるものがある。国民経済に有利な作用を与え、または不利な作用が少い財政手段を選ばなければならない。租税と公債とにいかなる作用の相違があるか、またその程度をも考慮しなければならない。それによって国家家計における国家信用の利用が許される程度に制限を受けることにもなる。

16 公債の種類——資金の供給源泉とその作用

ワグナーは租税と公債の作用の比較検討において、課税に代えて公債の発行による資金調達を選択する場合に、その源泉となる資本の種類によって3つの種類の公債を区別する。

- (1) 国民経済において現実に自由資金の状態に在る資本を源泉とする公債。
- (2) 外国の国民経済の資本からの公債(外国債)(註 経済的先進国イギリスの公債論の内容は内国債であって、イギリスが外国債を発行して外国から資金を借入れる問題は取扱われていなかった)。
- (3) 国内資本からの公債であって、公債発行によってその資本が国内の他の方面の生産的使用から奪われるものである。

これらの資本を源泉とする公債によって充足される臨時財政需要=臨時費の種類としては、私経済的投資、国家経済的投資、固有の臨時費(戦費その他)がある。

公債は、それを財源として充足される支出の種類の如何によって容認されるということを、常に前提とする。そして国民経済の見地からすれば、一般に、課税よりも第1種および第2種の公債を選ぶということが認められる。これに反して、第3種の公債の代りには課税を選ばねばならない。しかるにこの第3種の公債が、全体として見れば国家信用を利用する通常の主要な場合になっている。故にその限りにおいては、通則として、課税が優さるものといわなければならない。国家信用の利用には第1種および第2種の公債の特定の場合(註 (1)国民経済内に現実に存在する遊休資金を公債発行によって吸収する場合と、(2)外国債の発行によって外国資本を吸収する場合)においてのみ、課税と比較して公債発行の優越性が認めらるべきである。その他の場合=第3種の場合(3)内国債の発行によって産業資金となるべきはずの国内資本を吸収してしまう場合)にはすべて、臨時費の充足のためにも、できる限り、經常収入(租税)を選ばなければならないと云う。

また公債利子の支払いおよび元本の償還も、必ず常にこの經常収入によって行なわざるを得ないのであるから、經常収入(租税)は同時に国家信用の基礎を示すものであると云う。

公債発行は、課税と比較して、無条件に不利な国民経済的作用を持っている。ここでその作用というのは国家経費の負担—すなわち総体の犠牲が、現代の個別経済に対して、課税の場合よりも、不平等にまた不公平に分配されるということである。国民所得の分配は、公債においては租税における場合よりも不平等となる。また、公債の発行を避けようとするれば租税に財源を求めることが必要となるが、そのために高度の苛重な全体的な課税を行なわざるを得ない場合と比較しても、不平等となる。これによって、主として、下層(労働者)階級が苦しみ、公債のこの作用は労働階級の利害に決して合致しない。公債のこのような作用は、少くとも長期間には、国家財政(国家家計)をも害することになる。

ワグナーはこの3種の公債の作用の区別を次の如く示している。

すべて3種の公債についてその作用を区別する標準となるのは公債が国民経済全体に対して、生産および国民所得と財産の分配に対して作用し、また国民の下層階級の状態に対しても恐らく作用すると思われる影響である。この場合には、これらの公債の作用・影響の一部または全部がまた課税と比較して、研究されなければならないと云う。

(1) 自由資金を源泉とする公債については、自由資金と云う意味を、公債発行の当時において実際に遊休状態にあって生産に参加していないで、その用途を求めている資金と理解すべきである。この種の公債借入れによって、生産も労働者の雇用も何らの資本を奪われることなく、少しも生産を縮小しない。国内一般の利子率(金利)の一般的騰貴を生ずることもない。故に、国内の資本が自由に使用し得る場合には、その経費が容認し得る目的のためであることを前提とすれば、その公債は是認することができる。この場合には、公債は事情の如何によっては若干の副次的利益があるのに反して、臨時的経費が主として問題となるような国民経済状態においては、租税を増徴することには特殊な困難がある。公債のために国内自由資本を現実に自由に使用し得る場合は実際に存在するが、そのような場合は常に必ず存在するのではない。資本は通常は或る一定の期間だけについて自由資金の状態に在るのであって、他の時についてはこの証明は適合しないか、又は十分に適合しないのである。自由資本を源泉とする公債は課税に優さるということは、たしかに正しいのであるが、この種類の公債はその実践的な重要性和利用し得る可能性(practische Bedeutung und Anwendbarkeit)が、しばしば想定されているよりも、甚だしく少いのであると云う(S. 156 参照)。

(註) 既に第19世紀の第3四半期の英国において、ミルの「経済学原理」では「未使用資本」の存在を認め、また「資本の輸出」の事実を認めている。ここにも、英国と比較して、第19世紀の第4四半期におけるドイツ資本主義経済の後進性という現実の事実を反映している。

(2) 外国資本を源泉とする公債(外国債)は、国内の資本が増加する作用を持つ限りにおいて、全体として殊に有利なものと判断される。第1に、自由資本を増加させる。それ故に、その証明は第1種の公債の場合と一部分は同じことになる。それとともに、「外国債の起債」の作用に関する賛否について特別の論拠が問題とされるが、その論拠のうちで外債賛成の論拠のほうが外債反対論よりも重要である。国債でない他のいずれの外国債も、現代の国際経済関係においてその国内と外国の金利に大きな相違がある場合には避け難いことである。国債という形態の外国債の場合にも同じ危険を感ずることがあるとしても、外国債によって与える利益は同じではないから、外国債の起債に反対する論拠はそれだけ弱くなるであろう。

外国債が国内の自由資本を増加させる場合には、生産的に使用されるはずの国内資本を源泉とする公債=第3種の公債と比較して、また平常の課税および過重な課税(通常の消費と通常の私的資本形成を制限する課税——本誌10頁参照)と比較して、国民経済的に有利に作用することができる。

外国債によらなければ必要となる消費または生産の制限を防ぐことができる。外国債によって調達した資金の使用目的一経費を区別して、一すなわち、私経済的投資および国家経済的投資などの生産的一自己収益的な使用の場合において、また「固有の臨時費」の場合のように不生産的一資本消耗的な使用(その主要なものは戦費の充足)に関する場合においても、国民経済的に有利に作用する。「固有の臨時費」の場合には、外国債によらなければ、戦争の遂行その他のために国内資本が生産的用途から奪われて消耗破壊されるので、当然に生産の制限・縮小が必要になるが、外国債によって外国資本を利用することによってその国内生産の制限・縮小が防止される。私経済的投資および国家経済的投資に使用される場合には、外国債はこの国家経済的投資計画と並んで、私経済的生産の範囲を維持することを可能ならしめて、その起債によって国内から何物も奪われないのである。すなわち、国家の生産的使用をここに加算することを認めれば、外国債は総生産の範囲の実質的拡大を可能ならしめることになる。

外国債借入れの重大な国民経済的不利益は、外国債の元利償還が対外的負担を生ずることにあると云う見解—それを理由とする外国債反対論に対して、ワグナーは次の如く云う。

公債が不生産的目的(例えば戦争)のために使用されたとすれば、常に国民資本の破壊を生じ、自国の国民経済および国民に圧迫を加えることになる。もし、国内の既に使用されている資本からの公債または租税を財源として充足すれば、その資本の破壊は国民経済および国民に直接にいっそう強く影響するであろう。国民所得は即時に明確に縮小するであろう。外国資本によってこれを避け、その圧迫を軽減し、利子の対外的支払いを長期にわたって分配し、富が増大して利子が低下する後年にまで元本の償還を延期することができる。殊にその利子は、その外国資本を使用することができなければ全く得ることができなかったはずの国民所得の一部分を支払っていることになる。外国資本を借り入れたときに、それが生産的に使用された場合には、特別の利益がなおさらに明白である。全体の国民経済的發展は外国資本によって、外国資本を利用しなかった場合に可能であるものよりも、いっそうに大きいものになる。国民所得および国民財産に対する増加分は、外資利子および後年の元本償還の対外支払いを控除してなお余りがあることになる。

外国債について不利な点として、外国に対する依存性を増大させると云われている(その理由による外国債反対論がある)。これに対してワグナーは、これは必ずしも公債に限るものではなく、他の私債としての外国債の場合と異なるものではない。この危険に対する最良の予防手段は、慎重な国内政策(eine vorsichtige heimische Politik)である。また一部は、適切な割引政策その他の金融措置であると云う(SS. 157~162 参照)。

(3) 国内資本を源泉とする公債であって、その公債発行のために国内の他の生産的用途から奪われることになる公債についての判断は、(1)および(2)の公債に対する判断とは、本質的に異なったものとなる。この点について、ワグナーは英国の経済学者(例えばミル)の反対論を全体として正

しいものと認めている。例えば、資本を標準として課税されて、資本から支払われることになる実質的資本課税—或いは租税負担者の平常の消費と資本増加を減少または資本の増加を不可能にするほどの過重な課税、—または高度の実質的な所得課税であっても、恐らくこの種の公債と比較すれば、国民経済—殊に国民所得の分配に対して不利な結果を生ずることが少いであろう。根本的に云えば、この内国債および内国課税は、国民経済および国民に対して、1つの全体として見た場合には、同種的作用を与えるが、その程度について見れば、課税の場合と比較して、この種の公債の作用のほうが弊害が多い。国民の各種の経済的階級を区別すれば、課税と比較すると、公債によって有産者—すなわち公債に応募して資本を提供する人々に利益が与えられ、無産者=下層の労働者階級には不利な結果を生ずることになる。国民所得総額のうち、無産者—下層労働者階級の人々は、少い部分を取得し、公債に資本を提供し得る有産者は大きい部分を取得することになる。この国民所得から国家の財政需要が充足されることになる。資本家は、従来の資本の用途から得る利潤よりも、大きい利潤を得る見込によって、公債に応募する刺激が与えられる。それ故に、これらの階級の人々に対しては、特に消費を制限したり、新しい資本を形成するために節約を大きくするか、或いは生産的活動を増加するなどの特別の動機(動因—Motiv)は公債の場合には存在しない。その結果として公債の場合には、国民のうちで、資本を所有しない—したがってまた公債に参加しない階級、—殊に労働者大衆を犠牲として、国民所得または財産の1部分が国家の処分に移されることになるというおそれがある。これに反して、すべての階級に等しく課税する場合には、資本所有者もこの負担について自己の部分を分担しなければならないことになる。また課税による所得または資本に加えられる損失を、消費の適当な調節—節約によって、または生産性の増大によって回復しようとする刺激が加えられると云う(SS. 162~163 参照)。

ワグナーは、公債資金の供給源泉による3種の公債の作用と、その公債資金をもって充足すべき経費の種類によって次のように結論する。

国家信用の利用は、全く公債資金の一定の使用目的についてのみ許され得るが、経常費の充足に公債を財源とすることは許されない。また、たとえその支出目的から見て公債の利用が許されるとしても、起債はできる限り、現実自由資金の状態にある国内資本と外国資本を供給源泉とする公債の場合に制限すべきである。戦費その他の固有の臨時費を充足する場合には、なおさらに制限すべきである。これに反して、国家経済的投資の需要は、遊休資金でない国内資本を供給源泉とする公債によって充足しても、その弊害が少い。また大規模の私経済的投資の資金需要は、この種の公債によって充足することも正しいと認められると云う。

かくして、経常費・臨時費の充足のために、経常収入、特に租税収入が膨張力を持つべきであると云う要求を生ずるのであると云う。

(註) ワグナーの租税か公債かの財源選択論は、Finanzwissenschaft, 3. Auflage, SS. 145~169—Schoen-

berg, Handbuch der politischen Oekonomie. Band III. Adolph Wagner, Die Ordnung der Finanzwissenschaft und der öffentliche Kredit. (4 Auflage, 1897) に示されている。

17 あとがき

現代の財政学において、アドルフ・ワグナーの学説は必ずしも理解されているとは云えない点がある。或いはむしろワグナーの学説から目をそらしている場合すらあるように思う。

現代の財政学者のうちでも、ドイツ系の学者を除いては、例えばイギリスの代表的な財政学書のひとつとして、U. K. ヒックスの「財政学」においては、ワグナーの財政学説の強い影響を受けているバステブル (Bastable) の解釈は参考しているが、何故かワグナーの解釈は全く無視している。現代の英・米の財政学書においてワグナーの財政学に理解を示しているのは、マスグレーブの「財政理論」(1959, 木下和夫監訳) と、ピーコックとワイズマン (Peacock and Wiseman) 共著の「The Growth of Public Expenditure in the United Kingdom, (1961)」などである。現代のわが国の財政学者においても、ワグナーがいう「経費膨張の法則」なるものは、法則というに値しないと判断している人々が多い。

しかし私は、近代資本主義の発展段階としての帝国主義へ移行している段階→帝国主義の第1段階において発現している政治経済的現象に関する必然的な因果関係を示している因果法則であり、また資本主義の発展における必然的な発展傾向を示している傾向法則でもあるという意味において、「法則」と云うに値すると解釈している (本誌 11 頁参照)。資本主義諸強国がその政治経済的発展の必然的な結果として帝国主義の段階に移行し、その拡大発展を続けた帝国主義段階の第1期は、ヨーロッパ資本主義について云えば第1次世界大戦までである (1920年代には既に拡大発展の段階を終わって停滞の段階に入っている。しかし、アメリカ資本主義を含めた世界資本主義としてみれば、1930年の世界経済恐慌までを、その第1期と云えよう)。財政現象が歴史的現象であることを考えれば、現代財政の社会経済的機能とその歴史的格を理解するためにも、その先行段階 (帝国主義の第1段階) における代表的学説として、ワグナーの財政学説を理解することは重要な意味を持つであろう。(本稿でマスグレーブそのほか外国の学者の解釈およびわが国の諸学者の解釈を検討する予定であったが、既に所定の紙数の枠を余りに超えたので、次の機会に譲ることとする。)

AFL 組合主義への挑戦

—1900～1914年における対立と斗争—

川 田 寿

はじめに

すでにみた独占形成期における、AFL の純粋組合主義または business unionism の定着化は、アメリカ資本主義が発展の基盤を強化する過程において、当時として体制が許容しうる労働者の組織と機能の限界を示したものとみられる。また、このような形に労働組合の方向を安定化させえたことは、アメリカ的労使関係の初期の特質でもある。

しかし、その反面、急速な資本主義の発展とその社会的影響は、他のアメリカ社会の特質である人民民主主義の展開と、広汎な急進的労働運動の抬頭展開をともなった。この急進主義のはげしい斗争は、その後アメリカにおける極端な反左翼思想を固定化させ、労使関係においても左翼排撃のために、あらゆる手段を展開させることになる。

また、この時期の反体制思想と運動は、アメリカにおけるこの種の運動の多様な類型を明示している点で、特に注目し値するものがある。さらに、諸民族の“るつぽ”といわれるアメリカ社会特有のダイナミックな性格と資本の強暴ともみられる積極性をも露呈している。

1 節 社会主義と労働組合

AFL と社会主義者 すでにみたように純粋組合主義者たちは、使用者の反撃をうけながらも、その承認をうるために努力し、労働協約の基礎の上に、或る程度の発展を続けた。この組合主義は、アメリカ的な生産者意識とはちがった二つの点で、社会主義の影響をうけていた。第1は賃労働者のみの階級的排他的組織を固守することであり、第2は経済問題を重視し、決してこれから逸脱しない点であった。この二点を労働組合の基本路線として固執したため、AFL は保守的となり、労働者階級本来の戦闘性を抑制し、排除することになり、資本主義構造変化に対応して労働者の利益を守る使命を放棄し、ひたすらこれに順応することになったのである。